

令和7年田村市教育委員会2月定例会議事録

1 日 時 令和7年2月4日（火） 午後1時30分

2 場 所 田村市役所 4階 第1委員会室

3 出席委員 教育長 飯村 新市
教育長職務代理者 根内 喜代重
委員 柳沼 かおり
委員 佐藤 由香理
委員 渡辺 隆治

4 欠席委員 なし

5 出席職員 教育部長 橋本 弘明
教育総務課長 三浦 幹
学校教育課長 小松 信哉
生涯学習課長 菅野 勝栄
船引公民館長兼文化センター館長 松崎 博志
教育アドバイザー 箭内 良一
教育総務課長補佐兼教育総務係長 助川 勇造
教育総務課教育施設係長 大山 茂男
学校教育課管理主事兼課長補佐兼指導管理係長 佐久間 誠
生涯学習課課長補佐兼スポーツ振興係長 遠藤 和夫（欠席）
学校教育課教育振興係長 紺野 健太郎
生涯学習課生涯学習係長 本田 啓介
船引公民館副館長 松崎 久幸
（書記）教育総務課 主査 坪井 真里子

6 案件

報告第5号 専決処分の承認について（専決第4号 田村市教育委員会公共施設予約システムの運用等に関する規則の制定について）

議案第1号 田村市立小中学校授業推進員の報酬、勤務時間等に関する条例の制定について

議案第2号 田村市立小中学校授業推進員の報酬、勤務時間等に関する規則の制定について

議案第3号 田村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 田村市学校医等の設置に関する規則の制定について

議案第5号 田村市文化センター条例の一部を改正する条例について

議案第6号 田村市文化センター運営規則の一部を改正する規則について

議案第7号 田村市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

議案第 8 号 田村市語学指導を行う外国青年就業規則及び田村市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 9 号 田村市教育支援委員会設置要綱の一部を改正する訓令について

議案第 10 号 田村市特別支援教育推進連絡協議会要綱の一部を改正する訓令について

議案第 11 号 令和 6 年度田村市教育委員会表彰者の決定について

議案第 12 号 令和 6 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

議案第 13 号 令和 6 年度田村市一般会計補正予算第 8 号（教育に関する事務にかかる部分）について

議案第 14 号 令和 7 年度田村市一般会計当初予算（教育に関する事務にかかる部分）について

7 審議経過

開会に先立ち、前回質問に対する説明。

（学校教育課長）令和 2 年度と令和 6 年度の教師用教科書の購入冊数の大きな違いについて説明します。令和 2 年度は新学習指導要領完全実施の年でした。教科書も大幅に改訂された年で新年度からのスタートですぐに新しい教科書を使うとなると教員の指導のための準備がなかなか追いつかないことから、1 年前倒しで購入することを文部科学省で許可しました。このことを受け、令和元年度に 539 冊、不足分 727 冊を令和 2 年度に購入しております。2 年間かけて新しい教科書を購入しましたので、令和 2 年度分だけで見ると少ない冊数になっておりますが、元年度分と合計すると 1,266 冊となり、令和 6 年度と比較しても大きな差はないということになります。

（生涯学習課長）公民館組織再編に伴う田村市青少年健全育成市民会議の対応について説明します。（現状の組織体制、規約、事業計画・予算、経過を説明）今後の方針として、組織再編によって市民サービスの低下を招かないよう、従来どおりの事業を中央公民館の各事業担当者を中心に実施していくことになります。役割として、生涯学習課は、本部事務を執行、事業の方針を検討していきます。中央公民館には、各支部の担当者を配置しますので、担当者において事業を実施し、必要に応じて担当者が各地域公民館に出向いて業務を行うことを想定しております。各地域公民館は、行政局長が館長を兼務することとなっており、会議場所の提供や窓口の相談対応をすることになります。各地域公民館に配置される会計年度任用職員は、窓口対応の内容を必要に応じて中央公民館へ報告し、連携を図っていく体制とします。

令和 7 年度 1 年間をかけて青少年健全育成市民会議の支部をはじめとした団体再編の在り方を検討させていただきたいと考えております。規約についても、支部の再編方針に合わせて令和 7 年度中に検討して参ります。

【午後 1 時 37 分 開会】

◇教育長 ただいまから、令和 7 年田村市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。

さっそくではありますが、会期及び議事日程は本日の 1 日間とし、別紙日程によって進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

◇委員 （異議なし）

◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって会期及び議事日程は、本日の 1 日間とし、別紙日

程によって進めることに決定いたします。次に、会議録署名委員の指名を行います。今回の委員会は、「根内喜代重委員」と「佐藤由香理委員」にお願いいたします。書記は、教育総務課坪井主査を指名します。

次に、前回開催の令和7年1月定例会会議録の朗読をお願いします。

◇書記 [令和7年1月定例会議事録朗読]

◇教育長 ただいま朗読の会議録について、承認することにご異議ありませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、令和7年1月定例会の会議録は、承認することに決定いたします。

◇教育長 日程第3、議案上程に移ります。さっそく議案審議に入ります。

◎報告第5号 専決処分の承認について（専決第4号 田村市教育委員会公共施設予約システムの運用等に関する規則の制定について）

◇教育長 報告第5号専決処分の承認について、説明を求めます。

◇教育部長 (報告第5号について議案書朗読)

◇生涯学習課長 (報告第5号について説明)

◇教育長 ただいま説明の、報告第5号 専決処分の承認について、質問・意見をお願いします。

◇佐藤委員 利用料が減免される団体が使用する場合はどのような手続きが必要ですか。

◇生涯学習課長 NPO 法人などは減免対象団体となります。減免対象団体は利用料を収めることなく減免利用の申請をして通常どおりの利用許可を受けて利用する流れとなります。団体登録をしてから予約システムを利用することで申請時に減免措置されることになります。

◇委員 (なし)

◇教育長 それでは、ご意見がないようですので、報告第5号 専決処分の承認について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、報告第5号については原案のとおり承認いたします。

◎議案第1号 田村市立小中学校授業推進員の報酬、勤務時間等に関する条例の制定について

◎議案第2号 田村市立小中学校授業推進員の報酬、勤務時間等に関する規則の制定について

◇教育長 議案第1号 田村市立小中学校授業推進員の報酬、勤務時間等に関する条例の制定についてと議案第2号 田村市立小中学校授業推進員の報酬、勤務時間等に関する規則の制定については、関連した内容でありますので、一括して審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 それでは、議案第1号と議案第2号についての説明を求めます。

◇教育部長 (議案第1号・2号について議案書朗読)

◇学校教育課長 (議案第1号・2号について説明)

◇教育長 ただいま説明の議案第1号及び議案第2号について、質問・意見をお願いします。

- ◇佐藤委員 社会保険の扶養の範囲内で働きたいという場合は推進員の仕事には就けませんか。
- ◇教育部長 会計年度任用職員は勤務時間等によって社会保険加入することになっています。
- ◇佐藤委員 昼の休憩時間は学校内で過ごすことになりますか。また、給食の対応はどうなりますか。
- ◇学校教育課長 休憩時間は学校内で過ごします。給食については希望があれば提供することは可能です。
- ◇教育長 自分の休憩時間なので外出も可能です。
- ◇佐藤委員 大学を出ていたとしても実際に教育現場で働くとなると不安もあると思います。研修などの機会はあるのでしょうか。
- ◇教育長 研修は予定しております。初めての試みでもありますので、しっかり研修をやって推進員はもちろん、各学校の校長にも理解してもらわないといけません。
- ◇学校教育課長 来年度については、既に3回の研修実施を予定しています。
- ◇佐藤委員 募集はいつから始まりますか。
- ◇学校教育課長 2月の全員協議会が終了したらすぐに募集する予定です。
- ◇教育長 3月議会終了を待ってからの募集になると、人員確保が難しくなるため、全員協議会終了後としました。
- ◇根内委員 児童生徒の学力向上を図るという目的がありますので、ぜひ成果を上げていただけるとありがたいなと思います。業務内容に書かれている「担当教師と共に構想を練り」という部分で推進員が活躍したり、機能するかどうかが大きいのかなと思います。ここを機能させるために研修もありますし、各学校で主体的に、そして実態に応じた形で進めていくことができればより機能していくのではないかなと思います。
- ◇教育長 支援員とか補助員という名称を使わずに、推進員としたのには「一緒にやっていきますよ。」という想いを込めています。高等教育を受けていると何らかのお手伝いをいただけるのではないかと思います、教員免許がなくても大学等を出ている方をお願いすることにしました。担任や教科担当の目がなかなか行き届かなかった上位にいる子どもたちに推進員がサポートしてくれる体制にしていきたいと考えています。
- ◇根内委員 こういったことも含め、指導主事の先生方が学校に出向く機会はあるのでしょうか。
- ◇学校教育課長 基本的には指導訪問がありますので2年間かけて全校を訪問することになります。県教育委員会の授業視察もありますので、その機会にも指導主事が訪問しております。学校教育指導委員もありますので、年間を通して定期的に授業を見て指導する機会が設けられています。
- ◇柳沼委員 報酬に関して、大学を卒業していても教員免許ありとなしでは時給が違うのですね。
- ◇教育長 資格の有無で報酬に差が出てしまうのはご理解いただきたいと思います。教員免許を持っている方だと非常勤講師の案内もできます。
- ◇渡辺委員 採用の際の試用期間や最初の導入研修などはどの程度を想定されているのでしょうか。数日程度なのか、1週間になるのか、どのくらいになるのでしょうか。民間企業だと試用期間を経てから雇用契約を結ぶようになっています。やってみないと分からない方もいると思います。逆に研修もなく誰でもいいよ、という訳にはいかないですね。

- ◇**教育長** 教師の経験があればこのシステムの説明をすれば理解していただけると思います。
教壇で教えたことのない方や教員免許を持っていない方については、その数がどのくらいかによって補助的な研修、あるいは出向いて行って直接授業を通しながら助言をしていくということも想定しています。研修内容については、集まった人材によって検討が必要になると思っています。
- ◇**渡辺委員** 採用条件を気にする方がいますので、募集をかける際にしっかり内容を伝えることが必要だと思います。
- ◇**佐藤委員** 最初の研修を実施することで、不安を抱えている方も安心して職務に当たることができると思いますので、研修はしっかりやっていただきたいと思います。
- ◇**教育長** 最初は算数・数学を中心に行っていこうと考えています。幼稚園教諭の免許でも可としています。
- ◇**教育長** このほか、質問・意見はありませんか。
- ◇**委員** (なし)
- ◇**教育長** それではご意見がないようですので、議案第1号 田村市立小中学校授業推進員の報酬、勤務時間等に関する条例の制定について及び議案第2号 田村市立小中学校授業推進員の報酬、勤務時間等に関する規則の制定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- ◇**委員** (異議なし)
- ◇**教育長** ご異議ないものと認めます。よって、議案第1号及び議案第2号については、原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号 田村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について

◎議案第4号 田村市学校医等の設置に関する規則の制定について

- ◇**教育長** 議案第3号田村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について及び議案第4号田村市学校医等の設置に関する規則の制定については、関連した内容でありますので、一括して審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。
- ◇**委員** (異議なし)
- ◇**教育長** それでは、議案第3号及び議案第4号について説明を求めます。
- ◇**教育部長** (議案第3号・4号について議案書朗読)
- ◇**教育総務課長** (議案第3号・4号について説明)
- ◇**教育長** ただいま説明の議案第3号及び議案第4号について、質問・意見をお願いします。
- ◇**教育長** 今回の改正について、なぜ、改正が必要となるのか説明してください。
- ◇**教育総務課長** 学校医等に対する報酬については、条例で定められておりませんでした。非常勤特別職の報酬と費用弁償を定める条例がありますので、この条例に嘱託医と学校医等を追加し定めることとしました。費用弁償に関しても、条例等での定めがなかったため、市内と市外で単価が異なる状況があり、学校医等に対する費用弁償の統一化を図り、これを追加するための改正となります。
- ◇**佐藤委員** 就学時健康診断に係る報償費の額は就学時の児童数が異なるので、地区によって医師の拘束時間も違うと思いますが、一律1校あたりの単価となるのでしょうか。

◇教育総務課長 一律の単価となりますが、規模の大きい学校には学校医等が2名配置となっております。

◇教育長 このほか、質問・意見はありませんか。

◇委員 (なし)

◇教育長 それではご意見がないようですので、議案第3号 田村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について及び議案第4号 田村市学校医等の設置に関する規則の制定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第3号及び議案第4号については、原案のとおり決定いたします。

◎議案第5号 田村市文化センター条例の一部を改正する条例について

◎議案第6号 田村市文化センター運営規則の一部を改正する規則について

◇教育長 議案第5号田村市文化センター条例の一部を改正する条例について及び議案第6号 田村市文化センター運営規則の一部を改正する規則については、関連した内容でありますので、一括して審議したいと思います。ご異議ありませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 それでは、議案第5号及び議案第6号について、説明を求めます。

◇教育部長 (議案第5号・6号について議案書朗読)

◇生涯学習課長 (議案第5号・6号について説明)

◇教育長 ただいま説明の議案第5号及び議案第6号について、質問・意見をお願いします。

◇根内委員 文化センターの閉館時間を午後10時から午後9時30分に変更する内容ですが、今まで午後9時30分以降で利用されていた実績はあるのでしょうか。時間を変更することで支障はないのでしょうか。

◇船引公民館長 過去3年間の実績では、午後9時30分以降の利用実績はほとんどなく、時間短縮による支障はないものと思われます。

◇教育長 このほか、質問・意見はありませんか。

◇委員 (なし)

◇教育長 それではご意見がないようですので、議案第5号 田村市文化センター条例の一部を改正する条例について及び議案第6号 田村市文化センター運営規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第5号及び議案第6号については、原案のとおり決定いたします。

◎議案第7号 田村市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

◇教育長 議案第7号田村市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について、説明を求めます。

◇教育部長 (議案第7号について議案書朗読)

◇教育総務課長 (議案第7号について説明)

◇教育長 ただいま説明の議案第7号 田村市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について、質問・意見をお願いします。

◇委員 (なし)

◇教育長 それではご意見がないようですので、議案第7号 田村市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第7号については原案のとおり決定いたします。

◎議案第8号 田村市語学指導を行う外国青年就業規則及び田村市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則について

◇教育長 議案第8号田村市語学指導を行う外国青年就業規則及び田村市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則について、説明を求めます。

◇教育部長 (議案第8号について議案書朗読)

◇教育総務課長 (議案第8号について説明)

◇教育長 ただいま説明の議案第8号 田村市語学指導を行う外国青年就業規則及び田村市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則について、質問・意見をお願いします。

◇渡辺委員 欠格条件である刑罰を軽い刑罰に変えたということなののでしょうか。

◇教育総務課長 従来の刑罰は、懲役刑と禁錮刑の2種類があります。懲役刑は受刑者に刑務作業を義務付けされておりましたが、禁錮刑は任意であったということです。現在この刑務作業はほとんどの受刑者が行っており区別がつかないことから、懲役刑と禁錮刑が一本化され、拘禁刑とされたものです。

◇教育長 このほか、質問・意見はありませんか。

◇委員 (なし)

◇教育長 それではご意見がないようですので、議案第8号 田村市語学指導を行う外国青年就業規則及び田村市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第8号については原案のとおり決定いたします。

◎議案第9号 田村市教育支援委員会設置要綱の一部を改正する訓令について

◇教育長 議案第9号田村市教育支援委員会設置要綱の一部を改正する訓令について、説明を求めます。

◇教育部長 (議案第9号について議案書朗読)

◇学校教育課長 (議案第9号について説明)

◇教育長 ただいま説明の議案第9号 田村市教育支援委員会設置要綱の一部を改正する訓令について、質問・意見をお願いします。

◇教育長 今年度、支援委員会に諮られた件数は何件でしたか。

◇学校教育課長 調査専門員が実際に学校に出向いて調査した件数は全部で51件でした。調

査員は小中学校長が4名、支援学校から3名の計7名となっています。

◇根内委員 一人当たり7件の調査となると負担が大きいですね。ただ、丁寧に進めないといけないことですので慎重にお願いしたいと思います。

◇教育長 このほか、質問・意見はありませんか。

◇委員 (なし)

◇教育長 それではご意見がないようですので、議案第9号 田村市教育支援委員会設置要綱の一部を改正する訓令について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第9号については原案のとおり決定いたします。

◎議案第10号 田村市特別支援教育推進連絡協議会要綱の一部を改正する訓令について

◇教育長 議案第10号 田村市特別支援教育推進連絡協議会要綱の一部を改正する訓令について、説明を求めます。

◇教育部長 (議案第10号について議案書朗読)

◇学校教育課長 (議案第10号について説明)

◇教育長 ただいま説明の議案第10号 田村市特別支援教育推進連絡協議会要綱の一部を改正する訓令について、質問・意見をお願いします。

◇根内委員 現在の委員構成が県中地区として広域でやっていることをわざわざ市内として狭くしなくても良いのではないかと思います。広域にしておけば障害の種類によっては専門とする支援学校に入ってもらえることもできると思います。

◇学校教育課長 委員構成のうち、1号から6号までは市内の関係者が担っています。市内の関係者でしっかりと組織を組み立てたうえで、心配事があれば、8号が県及び保健福祉関係者となっておりますので、この8号を上手く使うようにしたいと考えております。狙いとしては、たむら支援学校との連携を強くしたいという背景があります。

◇教育長 たむら支援学校では全ての障害の対応が可能なのでしょうか。

◇学校教育課長 ここ数年でたむら支援学校の先生方との連携が強くなってきています。サポネット田村についても県中管内として幅を広げるよりも、もっとたむら支援学校との連携を強くしたいという考えがありました。そこで不足することがあれば、8号を活用し協力していただく体制にしたいと考えています。

◇教育長 何か不足することがあれば、たむら支援学校からつないでもらうことができます。

◇教育長 このほか、質問・意見はありませんか。

◇委員 (なし)

◇教育長 それではご意見がないようですので、議案第10号 田村市特別支援教育推進連絡協議会要綱の一部を改正する訓令について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第10号については原案のとおり決定いたします。

◎議案第 11 号 令和 6 年度田村市教育委員会表彰者の決定について

◇教育長 議案第 11 号 令和 6 年度田村市教育委員会表彰者の決定について、説明を求めます。

◇教育部長 (議案第 11 号について議案書朗読)

◇教育総務課長 (議案第 11 号について説明)

◇教育長 ただいま説明の議案第 11 号 令和 6 年度田村市教育委員会表彰者の決定について、質問・意見をお願いします。

◇根内委員 これまで、表彰の選定基準にある 9 号・そのほかでの選定された表彰者はいるのでしょうか。

◇教育総務課長 これまでも 9 号での表彰受賞者はいます。

◇教育長 このほか、質問・意見はありませんか。

◇委員 (なし)

◇教育長 それではご意見がないようですので、議案第 11 号 令和 6 年度田村市教育委員会表彰者の決定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 11 号については原案のとおり決定いたします。

◎議案第 12 号 令和 6 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

◇教育長 次に、議案第 12 号 令和 6 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、説明を求めます。

◇教育部長 (議案第 12 号について議案書朗読)

◇学校教育課長 (議案第 12 号について小学校、中学校を分けて説明)

※プライバシー保護の観点から詳細は省略し、質問件数のみ表示とする。

認定、否認定に関する質問・意見：4 件

◇教育長 それでは、ご意見がないようですので、議案第 12 号 令和 6 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、前述のとおり決定します。

◇学校教育課長 (認定数の確認)

【令和 7 年度就学予定者入学前支給分】

区分	要保護			準要保護			
	申請数	認定数	否認定数	申請数	認定数	否認定数	継続審査数
小学校	—	—	—	14	12	1	1
中学校	—	—	—	25	23	2	—
計	—	—	—	39	35	3	1

◇教育長 ここで暫時休議とし、再開は 15 時 30 分とします。

～ 休議 ～

◇教育長 それでは、再開します。

◎議案第 13 号 令和 6 年度田村市一般会計補正予算第 8 号（教育に関する事務にかかる部分）について

◇教育長 議案第 13 号 令和 6 年度田村市一般会計補正予算第 8 号（教育に関する事務にかかる部分）について、説明を求めます。なお、説明及び質疑については補正予算書項ごとに行います。

◇教育部長 （議案第 13 号について議案書朗読）

◇3 課長 （議案第 13 号について各課長より説明）

◇教育長 ただいまの説明について、質問・意見をお願いします。

◇教育長 体育施設使用料について、パークゴルフ場は何人くらいの入場を見込んでいますか。

◇生涯学習課長 入場者が 1 万 4 千人になると 7 0 0 万円の収入となります。

◇教育長 立木売却収入について、船引小学校の学校林はどこにあるのですか。

◇教育総務課長 場所は、船引町長外路字大沢地内にあります。

◇根内委員 歳出の学校教育推進費の減額が大きいのはなぜですか。

◇学校教育課長 会計年度任用職員の人件費が要因となっています。

◇教育振興係長 会計年度任用職員である支援員の人件費について、当初予算編成の際は、学校の長期休業期間を加味せず予算を組んでおります。今年度経過した中で、夏休み、冬休みの長期休業期間は勤務しておりませんので、その分を減額するため金額が大きくなっています。

◇佐藤委員 ふるさとたむら応援寄付金はふるさと納税の寄附金を教育費に使用するという理解でよろしいですか。

◇教育総務課長 その通りです。

◇渡辺委員 多くのふるさと納税があったということですか。

◇教育総務課長 当初予算よりも増えたということです。

◇教育長 そのほか、ご質問、ご意見ございませんか。

◇委員 （なし）

◇教育長 それでは、他にご意見がないようですので、議案第 13 号 令和 6 年度田村市一般会計補正予算第 8 号（教育に関する事務にかかる部分）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

◇委員 （異議なし）

◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 13 号については原案のとおり決定いたします。

◎議案第 14 号 令和 7 年度田村市一般会計当初予算（教育に関する事務にかかる部分）について

◇教育長 議案第 14 号 令和 7 年度田村市一般会計当初予算（教育に関する事務にかかる部分）について、説明を求めます。なお、説明及び質疑については課ごとに行います。

◇教育部長 （議案第 14 号について議案書朗読）

◇3 課長 （議案第 14 号について各課長より説明）

◇教育長 ただいまの説明について、質問・意見をお願いします。

[教育総務課所管分]

◇教育長 スクールバス2台はリースとなっていますが、今後の見通しはどのようになっていますか。

◇教育総務課長 スクールバスの購入については、現在のところ受注生産となっているため、メーカーからの情報も集めながら検討していきます。

◇佐藤委員 公立学校施設原資特災害対策事業費の線量計校正手数料がありますが、校正は委託されているのですか。

◇教育総務課長 委託ではなく、業者に依頼し手数料として支払いをしています。

◇佐藤委員 小学校管理費で自動ドアの施設管理委託料がありますが、自動ドアのある小学校はどこですか。

◇教育総務課長 船引小学校です。

[学校教育課所管分]

◇根内委員 教職員研修費の短期研修派遣事業は派遣先が決まっているのでしょうか。

◇学校教育課長 派遣先の具体的な学校名は決まっておりませんが、数学科が盛岡市、付帯的な学びが富山市、幼児教育関係の架け橋期が甲府市、英語教育が久喜市、GIGAスクールが川崎市を予定しております。

[生涯学習課所管]

◇根内委員 パークゴルフ場費では、維持管理費に700万円の予算が計上されていますが、建設当初の計画ではどのくらいの利用を見込んでいたのでしょうか。

◇生涯学習課長 1年間の利用で前年度は600万円の収入、今年度は700万円程度を見込んであります。近隣市町村にはない施設で、日本屈指の難関コースと言われておりますので、これを売りにしながらPRを重ねていきたいと考えています。1千万円の収入になるには年間2万人の利用者が必要となります。条例が指定管理者向けとなっていますので、ここも含めて今後検討していきたいと思っています。

[中央公民館所管分]

◇根内委員 保健体育総務費の各公民館スポーツ推進費における報酬と報償費で予算額の違いがあるのはなぜでしょうか。

◇船引公民館長 スポーツ推進員に対する報酬は1人あたり6,500円ですが、それ以外に報償費として各種大会事業の実施状況によって上乗せ分の支払いをするため、地区によって差があります。

◇教育長 例えばどんな大会がありますか。

◇船引公民館長 滝根地域ですと、体力づくり教室、子どもを対象としたスポーツ大会、水上レクレーション大会、B&G水泳教室を予定しています。

◇生涯学習課長 地域によって行っている内容が異なりますので、補助金の額にも差が生じてきます。

◇根内委員 各地域の実情や実態に応じて実施されていることに対して補助しているのですね。

◇生涯学習課長 今まで各地域で実施されていた事業に関して継続で予算計上しております。

◇根内委員 今まで行っていた地域の行事などは来年度見直しがあるのでしょうか。

◇船引公民館長 これまで各地域の公民館事業として実施されてきた事業は地域の実情に合わ

せた内容で継続していきたいと考えております。

◇佐藤委員 公民館一般管理費で滝根公民館管理費が他と比べて高いのは建物の修繕費が含まれているからなのでしょうか。

◇船引公民館長 滝根公民館と常葉公民館は行政局とは別の建物になっているため、光熱水費関係のメーターが単独で計測されています。このため、行政局と一体型となっている公民館よりも高く見積もりをしています。

◇教育長 そのほか、ご質問、ご意見ございませんか。

◇委員 (なし)

◇教育長 それでは、他にご意見がないようですので議案第14号 令和7年度田村市一般会計当初予算(教育に関する事務にかかる部分)について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第14号については原案のとおり決定いたします。

8 その他

◇教育長 次に、日程第4 その他の案件について、はじめに、委員の皆様からございましたらお願いします。

◇委員 (なし)

◇教育長 それでは、事務局からお願いします。

◇事務局

1 各事業の報告について(教育部長)

・令和7年田村市議会3月定例会日程

会期 令和7年2月17日(月)～3月10日(月)22日間

2 各事業の報告について(教育総務課長)

3 令和7年2・3月の行事予定について(教育総務課長)

4 事業実施状況及び予定について(学校教育課長、生涯学習課長)

【学校教育課】・数学科授業研修会 ・田村市標準学力調査の結果について

【生涯学習課】・文化財防火デー ・デンソーエアリービーズ公式戦

・令和7年度前期たむら市民大学「たまり」学生募集

5 その他

◇教育長 全体を通して、ご質問ありませんか。

◇根内委員 小中学校卒業式での教育委員会からの励ましの言葉くらいはあった方が良くという声を聞いています。

◇教育長 今年度も市民の歌を歌う時間を確保するため、市長以外のあいさつはしないということで、校長会の折に周知しています。校長からあいさつの依頼があれば検討することとしています。

◇根内委員 式典の場でしっかりと聴くという姿勢も大切だと思います。

◇教育長 このほか、質問はありませんか。

◇委員 (なし)

◇教育長 以上をもちまして、令和7年田村市教育委員会2月定例会を閉会いたします。

【午後5時06分 閉会】

前記、会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年2月4日

教育長

委 員

委 員